

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 8 月 26 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 課 名 下水道施設課
- (2) 委託番号 委託 施設 第 1 号
- (3) 委 託 名 八戸市公共下水道事業等「水の官民連携」導入可能性調査業務委託
- (4) 委託場所 八戸市内
- (5) 委託期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (6) 委託概要 八戸市公共下水道事業、農業集落排水事業及び都市下水道事業を対象として、「水の官民連携」の導入可能性について調査・検討を行う。詳細は、別紙「八戸市公共下水道事業等「水の官民連携」導入可能性調査業務委託特記仕様書」のとおり。

2 入札参加資格

次に掲げる各号の要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) この公告の日から契約締結までの間において、八戸市建設業者等指名停止要領（平成 16 年 6 月 1 日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則（昭和 42 年八戸市規則第 9 号）第 3 条の規程に基づく土木関係建設コンサルタント業務の入札参加資格が認定されていること。また、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）による下水道部門の登録を受けていること。
- (4) 青森県内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (5) 入札参加者と直接的雇用関係にある者かつ、技術士（総合技術監理部門（下水道）または上下水道部門（下水道））の資格を有し、下水道又は上下水道事業において「水の官民連携（ウォーター PPP）」の導入可能性調査業務に元請で従事し完了した実績を有している技術者がいること。
- (6) 開札日において入札参加希望者と継続して 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を管理技術者として配置できること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼ねることができない。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと（手続き開始の決定後、又は再生計画認可の決定後、市長が入札参加資格の再認定をしたものを除く）。

3 入札参加申請

- (1) 入札参加希望者は、あらかじめ次に掲げる書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格を有することについて確認を受けなければならない。
なお、期限までに提出しない者は入札に参加できない。

No.	提出書類	備考
1	条件付き一般競争入札参加資格確認申請書	様式第 1 号
2	業務実施体制表	様式第 2 号
3	配置技術者経歴	様式第 3 号
4	本公告 2 (5) の資格を証明する書類	資格証等の写し
5	返信用封筒（長 3 号封筒） （460 円分の切手貼付）	・ 条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第 4 号）送付用 ・ 簡易書留料金

- (2) 提出書類の作成上の留意点について

提出書類については作成する際、下記の点に留意すること。

ア 業務実施体制表（様式第 2 号）

本業務において配置予定技術者となっている技術者全員分を作成すること。

担当技術者については、主たる担当者となる者を最初に記載すること。

イ 配置技術者経歴（様式第 3 号）

保有資格欄については、技術資格に加え、本業務に有効と思われる資格を記載すること。

- (3) 提出先

八戸市 都市整備部 下水道事務所 下水道業務課 管理グループ

〒031-0801 青森県八戸市江陽三丁目 1 番 111 号

TEL : 0178-44-8259 FAX : 0178-47-9065

- (4) 提出方法

事前に電話連絡の上、上記提出先に直接持参又は郵送(必着)すること。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとする。ファクシミリによる提出は認めない。

- (5) 受付期間

令和 8 年 8 月 26 日(水)から令和 8 年 9 月 9 日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

- (6) 受付時間

午前 8 時 15 分から午後 5 時 00 分までとする。

- (7) その他

ア 参加資格確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 受付期間終了後における書類の差し替え、訂正及び再提出は、原則として認めない。

ウ 参加資格確認申請書等について、別途その内容を聴取することがある。

エ 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の確認

- (1) 条件付き一般競争入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 9 月 14 日(月)付けで、各申請者に条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第 4 号）にて通知するものとする。
この場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を併せて通知するものとする。
- (2) 条件付き一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由に不服があるときは、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。この場合は、令和 8 年 9 月 25 日(金)までに書面で回答するものとする。

ア 提出先

本公告 3 (3) に掲げる場所と同じ。

イ 提出期限

令和 8 年 9 月 18 日 (金) 午後 5 時 00 分

ウ 提出方法

事前に電話連絡の上、持参すること。

5 入札参加資格の喪失

条件付き一般競争入札参加資格を認められた者が、入札日までの間に次のいずれかに該当することとなったときは条件付き一般競争入札参加資格を喪失し、入札に参加することができない。この場合は、その旨を当該条件付き一般競争入札参加資格者に通知するものとする。

(1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。

(2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

6 仕様書等の縦覧等

(1) 場所

仕様書等、契約書(案)及び八戸市財務規則(昭和 54 年八戸市規則第 1 号)第 118 条に規定する入札者心得書等(以下「仕様書等関係書類」という。)は、本公告 3 (3) に掲げる場所において縦覧に供する。なお、これらの書類は、八戸市のホームページへ掲載する。

(2) 質問及び回答

本公告、仕様書等に関し質問がある場合は、次に従い、質問回答書(様式第 5 号)により提出すること。

ア 提出先

本公告 3 (3) に掲げる場所と同じ。

イ 提出期限

令和 8 年 9 月 17 日 (木) 午後 5 時 00 分

ウ 提出方法

ファクシミリ(0178-47-9065 宛)にて提出すること。

他の方法によるものは受け付けない。

エ 質問に対する回答

回答は令和 8 年 9 月 25 日 (金) までに質問者及び入札参加者全員へファクシミリにて送信する。

7 入札(開札)の日時、場所及び入札方法等

(1) 日 時

令和 8 年 9 月 30 日 (水) 午後 1 時 30 分

(2) 場 所

青森県八戸市江陽三丁目 1 番 111 号

八戸市 東部終末処理場 管理本館 2 階 中会議室

(3) 入札方法等

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認通知書(様式第 4 号)を持参し、提示すること。

イ 総価による入札とし、郵送又はファクシミリによる入札は認めない。

ウ 入札書は、様式第 7 号で規定するものを使用すること。

エ 入札は代表者又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に様式第 6 号で規定する委任状を提出するものとする。

オ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 入札の執行は 3 回を限度とする。

(4) 最低制限価格

最低制限価格を設ける。

(5) 入札条件

ア 八戸市財務規則第 118 条に規定する入札者心得書を遵守すること。

イ 入札参加者が 1 者のみの場合であっても入札を行う。

ウ 無効の入札をした者及び最低制限価格未満の入札をした者は、再度入札に参加できない。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、八戸市財務規則第 143 条（昭和 54 年 1 月 23 日規則第 1 号）第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）までに郵送又は持参により入札辞退届（様式第 8 号）を本公告 3 (3) に掲げる場所へ提出すること。ただし、郵送の場合は、入札（開札）日前日までに必着とする。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 資格審査確認書類又は関係資料に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 本公告 7 (1) に掲げる日時までに本公告 7 (2) に掲げる場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (6) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札
- (7) 他人の代理を兼ね又は 2 以上の代理をした者の入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

12 入札（開札）の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札（開札）を行うことができないときは、これを中止する。入札（開札）の中止による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格未満の入札をした者を除く。）を落札者とする。

なお、最低価格の入札が 2 者以上ある場合は、くじにより決定する。

14 契約の締結時期

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（休日の日数は算入しない。）に契約を締結すること。

15 その他

- (1) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した場合や、落札者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合は、指名停止等を行うことがある。
- (2) 提出された申請書等を無断で公表又は使用することはない。
- (3) 入札参加者は、仕様書等関係書類を熟覧の上、入札に参加すること。
入札に参加した者は、施行令、八戸市財務規則、入札者参加心得書、仕様書等についての不明を理由として、入札後に異議を申し立てることができない。

16 お問い合わせ先

八戸市 都市整備部 下水道事務所 下水道業務課 管理グループ
〒031-0801 青森県八戸市江陽三丁目1番111号
TEL：0178-44-8259 FAX：0178-47-9065
電子メール：gesuigyo@city.hachinohe.aomori.jp